



～弁護士の女房のつばやき～

引っ越し



昨年大学生になった我が家の末っ子から学生寮から出たいとの申し出があり、年末からネットで部屋探しをしていました。東京での部屋探しは難しくてなかなか決まりませんでした。不動産屋をかえた途端にひょいと物件が現れ、息子も私も焦っていたのですがすぐにそちらに決めました。案内を見ると部屋は大学の直ぐそばでコンロもガスが2口あって、まあまあ広さ。でも家賃は希望よりかなり高かったですが…仕方ありません。初期費用入金を済ませて、私は息子の引っ越しの手伝いに上京してきました➡。▲まずは、荷物をまとめて退寮する為に3月半ばに。案の定、息子は何もしておらずしっかりと私の役割がありました(笑)。まずは、部屋の床の掃除からでした。足裏がほこりだらけになるのです(汚)。掃除機はほとんどかけていない様子。息子に掃除機を持ってこさせて、片付けながら床を掃除していくと、何と一円玉や五円玉がちらほら落ちています。誰からの仕送りで生活をさせて貰っているのでしょうか。「一円を笑う者は一円に泣くぞ!」と思いながら、「君には掃除を教えていなかったかな」と息子に聞くと「うん、習っていない」の返事。高校生のときも学校に部活、塾、遊びでほとんど家におらず、汚い部屋を見かねて私が掃除をしていました。その付けがしっかりと回ってきていました(汗)。何とか荷物を箱に詰め引っ越し業者に預けて、新生活の為の買い物をして私は宮崎に帰りました。そして4/1の入居に供えて前日にまた上京➡。▲初めて入る部屋は、日当たりは悪く目の前は学生マンション。人の動きが丸見えです。でも、ネコの額ほどであった寮部屋よりは随分ましで、何よりも大学に近いのが一番の魅力。その日は大学の入学式で、外に出るとかっちりとしたスーツを着た新入生の親子やサークルの勧誘の学生とすれ違い、私まで若返ったような気分。息子の部屋では窓を開けると、セレモニーの音楽が聞こえてきます。息子の新生活のスタートを応援してくれているようでもありました(嬉)。▲部屋のカーテンやまだ揃っていない生活用品を買いに、その後息子と「お値段以上〇〇〇」に行きました。勿論、電車(都電荒川線)と歩きです。結局一回では揃わず、帰宅後にまた行ったのですが、その日のスマホの万歩計は23,000歩を超えていました。よく歩きました～。友人にそのことを話すと「母は偉大だね」との褒め言葉。そう、子どもの為であれば力が湧いてくるのです。体力的にはとても疲れましたが、いい気を貰い若返った気分の上京となりました。

近くを走る都電荒川線➡



檜八重総合法律事務所(法律・税理) 通信No.48 令和8年 春号

宮崎市橋通東 4-1-27 パークコート橋通 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00~18:00

Kashiyae news

2026年
春号



エニシダ

フランスのある王子が兄である王を暗殺して王位を奪い取りました。しかし、その罪を悔った彼はついに城を捨て巡礼に出ました。彼はエニシダの小枝を手にして毎晩懺悔を繰り返したと言われていました。花言葉の「謙遜」「卑下」はこの伝説によるものです。小ぶりの黄色の花がたくさん咲いて、柑橘系の爽やかな香りを漂わせています。ついうっとりと見とれてしまいます。





お役立ち情報室



相続税・贈与税 相続時精算課税

No.1

親から財産を引き継ぐ時や自分の財産を残すときに、相続時がいいのか暦年贈与や相続時精算課税制度にするかなどで悩む方もおられると思います。今回からは、相続税・贈与税の違いや特徴などについてお伝えします。

相続税について

相続税とは、被相続人(亡くなった人)から遺産を相続した場合に、その遺産を受けとった相続人や受遺者に対して課される税金のことです。

まず、正味の遺産評価の総額から基礎控除額を控除した残額をもとに相続税額を計算します。正味の遺産総額が基礎控除額以下であれば相続税は発生しません。基礎控除額は、3,000万円+600万円×相続人の数になります。



【相続税額の計算】

例えば、相続人が妻(法定相続分 2分の1)、子ども2人(各、4分の1)、相続財産評価額が1億円だった場合。基礎控除額…3,000万円+600万円×3=4,800万円

●1億円-4,800万円=5,200万円

この5,200万円に税額がかかります。

●妻の法定相続分

5,200万円×2分の1=2,600万円

●妻の相続税額

2,600万円×15%-50万円=340万円

●子一人の相続分

5,200万円×4分の1=1,300万円

●子各人の相続税額

1,300万円×15%-50万円=145万円

●相続税の総額…

340万円+145万円×2人=630万円

【相続税額の税率と控除額】

相続分に応じた 取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

この630万円を、実際に相続した財産の価格の割合に応じて各相続人に割り当てます。ただし、妻の場合は、相続した分が法定相続分(2分の1)、或いは、1億6,000万円以下であれば相続税はかかりません。

●特例や控除

相続税の計算では、過度な税負担によってその後の相続人の生活を圧迫することがないように特有の特例や控除が設けられています。

○小規模宅地等の特例 …居住や事業、貸付の為に提供されている宅地を相続した場合において、一定の条件に該当する場合には最大で評価額が8割減となる特例です。この特例に該当しますと大幅な節税になります。

○配偶者の税額軽減 …配偶者は法定相続分または1億6000万円までの相続であれば相続税はかかりません(これは、配偶者は被相続人と年齢が近いことも多く、被相続人亡き後の生活負担を軽減することが目的です)。

○その他の特例や控除 …未成年の相続人がいる場合には「未成年の税額控除」、85歳未満の障害者の場合には「障害者税額控除」、前回の相続から10年以内に再び相続が発生した場合には「相次相続控除」が適用されるなど、個々の背景に合わせて相続税負担を軽減する措置が設けられています。

贈与税について

贈与税とは、個人(生存している人)から財産をもらったときにかかる税金です。「死亡」を発生原因とする相続税とは違って、贈与税は贈与者と受遺者による「贈与契約」に起因するものです。贈与税には2つの課税制度(暦年贈与・相続時精算課税制度)があり、どちらかを選択することができます。

●暦年贈与(れきねんどうよ)

●贈与の場合は、贈与税という相続税より割り増しの税が課される。ただし、1年に110万円までは非課税となり、これを超えた分に課税される。しかし、相続発生前の7年以内に行った贈与は相続財産に組み込まれ相続税が課される。

●110万円はもらう側(贈与税を払う側)を基準にする。

●長期(7年以上)にわたり贈与を続けると相続財産は減り、相続税対策となる(例えば子ども3人に毎年110万円ずつ贈与する)

●相続時精算課税制度 【生前贈与について、合計額が2,500万円に達するまでは贈与税を課さず、相続時に相続税を課する仕組み(税率が、贈与税より相続税の方が有利)】節税効果が高い。

●累計で2,500万円を超える部分に一律20%の贈与税が課される。

●適用できるのは60歳以上の親や祖父母から、18歳以上の子や孫への贈与。

●一度選択すると暦年贈与には、戻せない。 ●各回の贈与額から110万円を控除し

この額については贈与税は課さず、また2,500万円にも含めず、相続時に相続税の対象ともしない。したがって、暦年贈与の場合より節税の面で有利である。